

報告事項 2

震災復興都市計画と 事前復興まちづくりについて

豊橋市都市計画審議会

目 次

1. 震災復興都市計画 1
2. 事前復興まちづくりについて 3

震災復興都市計画と事前復興まちづくりについて

1. 震災復興都市計画

「震災復興都市計画」は、地震の発生により都市基盤が脆弱な市街地が大規模に被災した場合などに、緊急かつ円滑に市街地を復興するため、建築基準法、被災市街地復興特別措置法(以下「特措法」という。)、都市計画法等に基づく建築制限を行いながら、地域住民との合意形成を図り、計画的な市街地の整備事業を進めるものである。

震災復興都市計画の大まかな流れは以下のとおり。

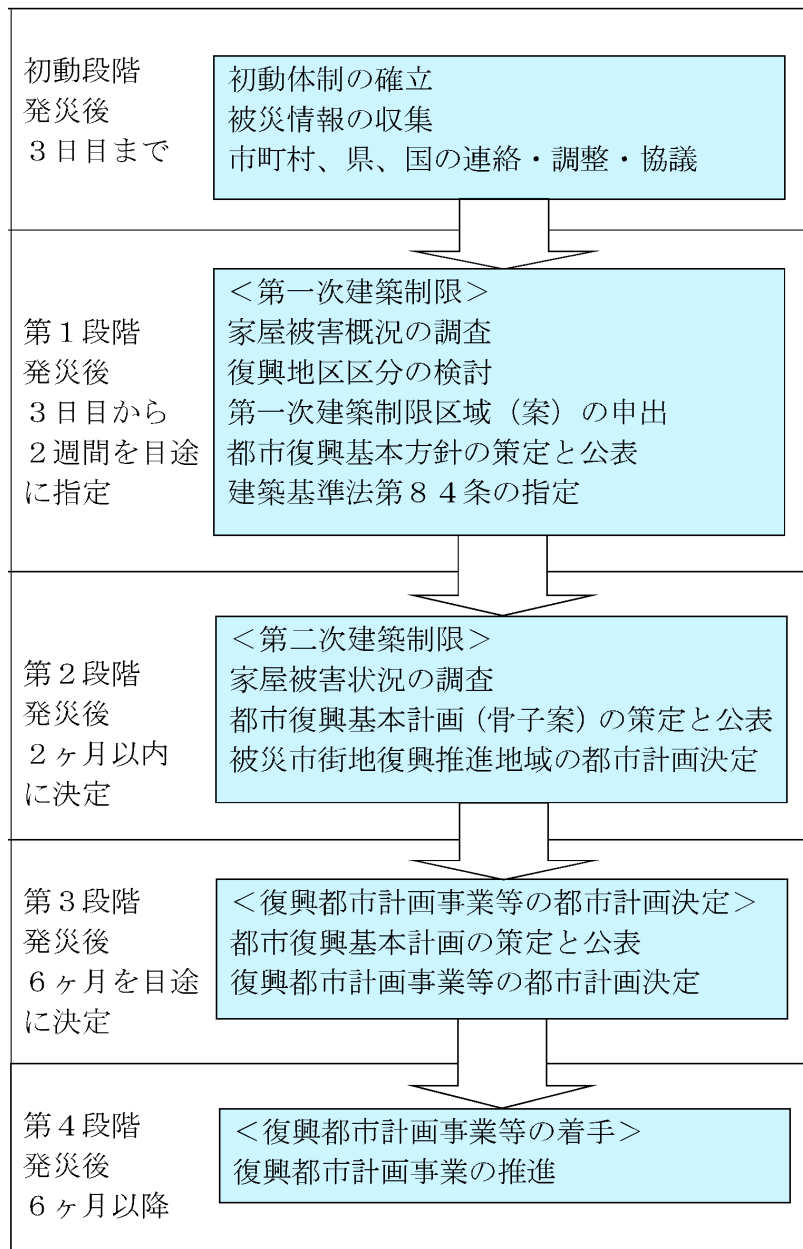


図 都市復興のプロセス(愛知県震災復興都市計画の手引きより)

(1) 第一次建築制限の指定と都市復興基本方針の策定【第1段階】

第一次建築制限とは、震災時に大規模な面的被害が生じた基盤未整備の市街地において、被災後、家屋等の建築物が応急復旧することにより、以後の復興都市計画事業に支障が生ずることを防ぐため、発災から最長2ヶ月間、建築行為等の制限を行うものである。また、市町村は、発災後**14日以内**に、第一次建築制限の設定方針を踏まえ、都市復興の理念や目標等、都市の復興に当たっての大まかな方向性を示した基本方針を策定する。

(2) 第二次建築制限の指定と被災市街地復興推進地域の都市計画決定【第2段階】

第二次建築制限とは、建築基準法第84条による第一次建築制限の期間が最長で発災後2ヶ月間と規定されていることから、被災市街地の緊急かつ健全な復興を図るために、市街地開発事業等の決定等、市街地整備改善のための手法が講じられるまで、被災市街地復興特別措置法第7条に基づき、必要最小限度(最長で発災後2年間)の建築行為等の制限を行うものである。また、市町村は、家屋被害状況図をもとに復興地区区分や市街地開発事業の事業区域等としての精査を行った上で、発災後**2ヶ月以内**に被災市街地復興推進地域の都市計画決定を行う。

被災市街地復興推進地域の都市計画決定手続きフローを右に示す。

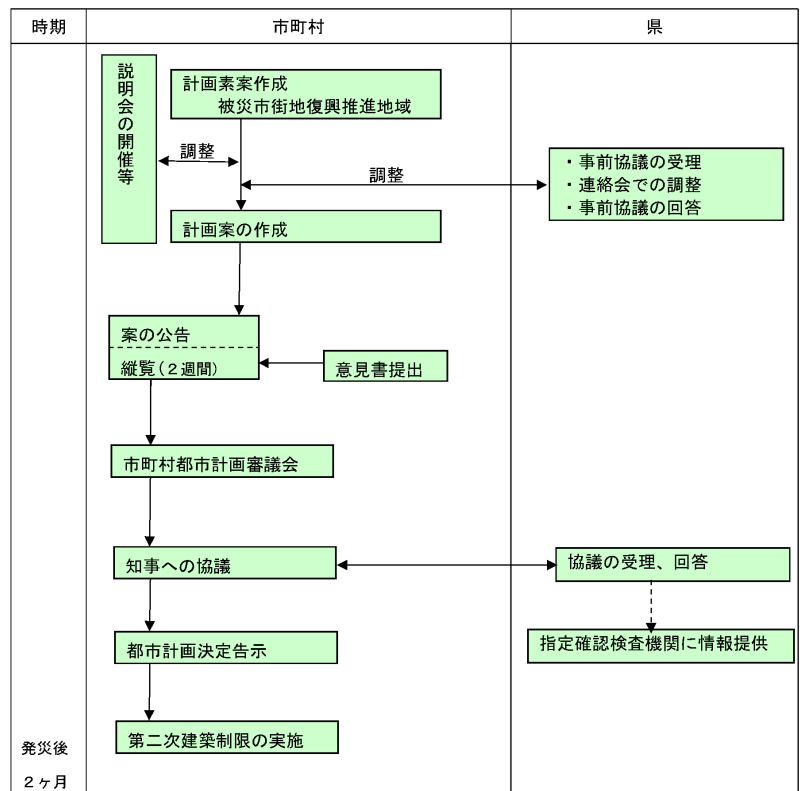


図 都市計画決定手続きフロー

(愛知県震災復興都市計画の手引きより)

(3) 都市復興基本計画の策定と復興都市計画事業の都市計画決定【第3段階】

復興都市計画事業等の都市計画決定に先立ち、都市復興基本計画(都市復興マスタープラン)を策定・公表する。市町村は、都市復興基本計画(骨子案)を基に、都市計画マスタープラン等との整合を図りつつ、各地区での合意形成状況を踏まえ、都市復興基本計画を策定する。策定期間は、発災後6ヶ月以内を目途とする。また、市町村は、被災市街地復興推進地域を都市計画決定した後、復興都市計画事業の都市計画決定や市街地開発事業の施行等必要な措置を講ずる。

2. 事前復興まちづくりについて

大規模な災害が発生し、市街地等が壊滅的な被害を受けた場合、被災市町村は復興まちづくり事業に取り組むことになるが、市街地等の基盤整備は、産業や住宅、教育等の分野の基盤として他分野の復興まちづくり事業に先立って実施する必要がある。早期の復興まちづくり計画の策定、事業着手、事業完了が求められる。このため、事前に復興まちづくりの目標や実施方針を検討しておくことは、被災後に復興まちづくり方針・計画を早期に策定し、適切な規模で被災地を復興し、より良い復興を実現するために重要な取組みである。本市は南海トラフ地震などの大規模災害に備え、令和8年度から「事前復興まちづくり計画」の策定に取り組む予定である。

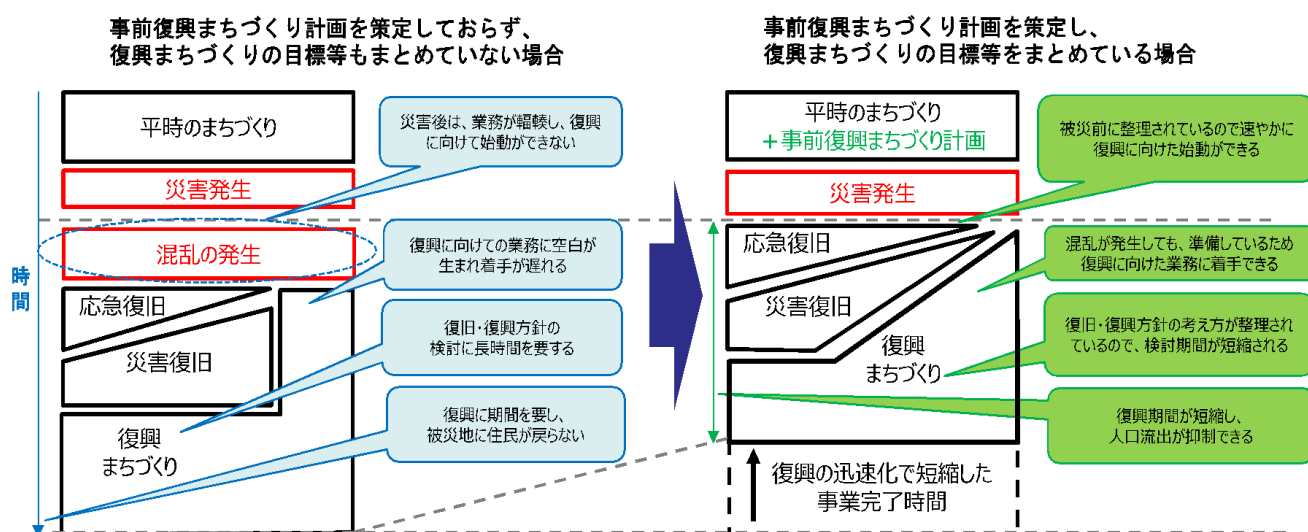


図 事前復興まちづくり計画による効果

(事前復興まちづくり計画検討のためのガイドライン【国土交通省】より)

平時から復興まちづくりの検討を行っておらず準備がない状態で災害が発生し、深刻な被害を受けた後に復興まちづくりの取組みを開始した場合、①復興まちづくり計画の検討や住民を含めた様々な関係者との合意形成に時間を要するため、復興まちづくり事業の着手が遅れてしまう。

災害が発生する前から復興まちづくり計画の内容について十分な検討を行い、住民を含む関係者と中長期的なまちのあり方も含めて議論し、復興まちづくりの目標や実施方針等を取りまとめておくことにより、実際に被災した場合でも、適正な規模、内容の復興まちづくり計画の検討、計画の策定期間の短縮、復興まちづくり事業の早期着手が可能になると考えられる。この取組みによって、復興まちづくりへの早期着手、検討期間の短縮化、人口流出の抑制にもつなげることが可能となる。

<参考> 事前復興まちづくり計画策定スケジュール

